

令和元年度第1回奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会議事概要

開催日時 令和元年7月22日（月） 9：30～11：30

開催場所 奈良県立医科大学 厳櫃会館 3階会議室

出席者

（委員）垣内委員長、竹田委員、任委員、堀委員

（法人）細井理事長、西浦理事、車谷理事、古家理事、

その他関係課職員

（事務局）阪本医療政策局次長、増田病院マネジメント課長、森本課長補佐

その他病院マネジメント課職員

議 題

- （1）平成30年度の業務実績について
- （2）第2期中期目標期間の業務実績について
- （3）役員報酬等の支給基準の変更について

公開・非公開の別

公開（傍聴者0人、報道関係者 0人）

議事内容

- （1）平成30年度に係る業務実績に関する評価の検討について

・法人より「資料1 平成30年度及び第2期中期計画 業務実績報告書」、「参考資料6 平成30年度計画の実施状況について」、「参考資料9 決算説明資料」の説明

【質疑応答】

実績連番52、62、63、64、66、67 新キャンパスの整備について

[堀委員]

整備計画については、県の予算との関係もあるため、県の意向も入っているのではないかと。一方で、当初の掲げた目標が達成できなかったために、低い評価をしてよいものかどうか、医大と県のどちらの努力不足であったのか、評価する立場からは判断できない。そのため、どのような機会でもよいが、目標達成に至らなかった経緯と今後の整備計画について、まとまった内容でご説明いただきたい。また、次期の整備計画についても、評価にあたり問題になってくると思われるので、ご説明いただきたい。

[法人]

当初、研究部門および教育部門のすべての施設を平成33年（令和3年）に移転する

という計画であったが、後に先行整備と継続整備の2段階での整備を行うという旨、県から示されたもの。先行整備については、令和6年度末までに、教育部門のみを先行して整備する旨、県から説明があったものの、継続整備については、いつまでに完了するのかは示されていない状況。そのため、自己評価をする立場においては、計画や目標の修正がなされていない以上、現在の状況を判断材料として自己評価している。

[法人]

我々からすれば、最大限努力を費やしたとしても、地震等の外部環境の変化によって目標が達成できなかった場合、法人に責任があることになるのかどうか疑問がある。新キャンパスの整備については、平成29年4月に奈良県知事と法人理事長が共同記者会見を行った際に、平成33年度までに研究および教育部門を移す目処という旨の発表をしたが、その後の平成30年2月に、平成36年度（令和6年度）までに教養・教育部門および看護学科の移転をする旨の、当初と異なる内容が県から示された。本整備に係る県の意向については、県が整備費用を負担することからも、法人からはどうすることもできないため、評価については法人の努力を評価基準にしていきたい。

[垣内委員長]

本件に関しては、県の意向と密接に関わってくるため、第3期中期目標期間以降の目標および計画の設定については県と相談の上、可能であれば、目標および計画の修正を行った方がよいと思われる。

[竹田委員]

やはりキャンパス移転整備に関しては、県の財政状況にも左右されるものである。文科省で大学施設に関する業務に従事した経験があるが、中期計画や目標の中に具体的な竣工時期などを明確に記載しないようにしているところがほとんどであり、例えば整備を着実に進めるといった表現にしている。また、財政状況や天変地異等を原因として目標達成に至らなかった点については評価委員会で評価せず、法人として何を取り組んできたかという点を明確に線引きしたうえで評価するのが良いのではないか。取組を進めた過程を評価し、よく検討したうえでの結果であるならば、自己評価をBではなく、Aにしても良いのではないか。県とも相談しながら、表現も変えた方が良いのではないかと思う。第2期中期目標期間については、既に自己評価は終えているので、次回以降ということになると思うが、将来の財政出動を兼ねた計画は難しいと個人的には考える。

[法人]

補足して申し上げますと、別添資料②の17ページに他の公立大学附属病院との比較を記載している。本法人は病院収入が約100億円増加したにも関わらず、繰越欠損金が発生している状況である。理由としては、運営費交付金が少額であることが原因で、第1期開始時には15億円、第2期開始時には25億円弱、第3期開始の今年度については33億円となっている。問題は、土地はすべて県が所有しており、法人の保有する財産が少ないことから債務超過になる可能性がある。債務超過になった場合には我々の責任になるの

かというのが、法人内部での率直な感想。和歌山県立医科大学附属病院と本法人の経営審議会は同じメンバーであるが、議論の内容は全く異なり、本法人においてはどのように収益をあげるかについての議論が中心。和歌山県立医科大学附属病院では、本法人の運営費交付金額と比して20億円以上の差があるため、内部留保に余裕があり問題にならない。

(一社)公立大学協会が、どれだけ運営費を交付しているのかについてのデータを出しているが、和歌山県立医科大学附属病院は本法人と比べても運営費交付金が多い。京都府立医科大学附属病院については、60億円程度、福島県立医科大学附属病院は特別な事情もあり、70億円程度交付している。このように、基準財政需要額を上回って交付している自治体が多いのだが、本県においては、基準財政需要額の半額程度であり、そのような例は他都道府県にはない。なお、国立大学法人については、浜松医科大学附属病院は55億円程度である。以上のように、病院収入が多いにも関わらず、財政状況が悪い原因は非常にはっきりとしており、交付金の額が少額であるため、この点についても法人の努力で解決できない問題である。

[垣内委員長]

財政上の問題については、この委員会の範疇を超えるかもしれないが、県と相談してもらえばと思う。

- ・事務局より「参考資料3 注目される取組、課題 選定の考え方について(平成30年度評価)及び「参考資料5 平成30年度及び第2期中期目標期間 公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果(案)」の説明

【参考資料に関する質疑応答】

参考資料5 平成30年度及び第2期中期目標期間 公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果(案)について

[堀委員]

法人としてはよく計画を推進しており、特に自己評価のS項目についての取組をよくまとめているように感じる。しかしながら、先ほど指摘したとおり、新キャンパス整備に係る取組を課題としているが、そもそもこのような評価を行うのは県民に示すことが第一の目的であり、その観点からもこのままでは法人の努力でどうすることもできないことを委員として評価するのは困難。そのため、より詳細な説明が必要であり、参考資料5に記載のような内容では説明不足であると感じる。

[垣内委員長]

目標達成に至らなかったプロセスが明確ではないため、この点については事務局と相談したうえで、どのように評価するのか、次回評価委員会に向けて検討させていただく。また、一律の基準で評価を行うことには堀委員の意見があったので、それも踏まえて検討課題とさせていただきたい。

(2) 第2期中期目標期間の業務実績について

・法人より、「資料1 平成30年度及び第2期中期計画 業務実績報告書」、「参考資料7 第2期中期計画の達成状況について」の説明

【質疑応答】

繰越欠損金について

[垣内委員長]

消費増税及び退職給付引当金の計算方法の変更が主な原因ということであるが、この影響は今後も残ることとなるのか。

[法人]

消費増税については、平成25年の消費税増税時には特定機能病院の消費増税に対する診療報酬増加分の還元率が70%程度となっており、病院の負担となっていることを厚労省も認めており、本年の10月の増税については、平成25年時の状態に戻したうえで積算をし、診療報酬の増額分で完全に補うこととされたため、消費税増税分の負担は解消される見込み。

退職給付引当金の計算方法の変更による負担については、今後も続くこととなる。

[竹田委員]

特定機能病院もそれぞれの病院ごとの機能特性があり、奈良県の特徴として薬剤や材料等にかかるウェイトが他都道府県と比して大きいと思われるので、場合によっては消費税増税分は還元されないかもしれない。また、土地の出資をされていないため、いくら収益をあげても資産がない形での財務諸表となるが、現金の余裕はあるようにはみえる。設備や備品等の減価償却がかなり進んでおり、価値がない陳腐化したものを努力しながら使い続けていると見受けられる。もし、土地の出資があったならば、いくらになるかは定かではないが、黒字の方に向かっていくはず。第2期中期計画の当初から土地の出資をしていたという前提で試算し、現状と比較してはどうか。次回委員会で示していただければと思う。

県費奨学金による医師配置数について

[垣内委員長]

県費奨学金による医師配置数について、目標40名に対し実績29名と7割程度の実績しかないが、これについて法人からコメントはあるか。

[法人]

県費奨学金については毎年13名の緊急医師確保枠の奨学生を育成しており、6年間で延べ86名の育成数となっているが、実際の医師配置数については結果のと

おりである。原因としては、奨学金を申請する段階では地域に残ること、特定の診療科への就職を考えていても、最終的に他都道府県や指定診療科以外の診療科への就職を選ぶ医学生がいる。制度上、義務履行を行わなかったペナルティは奨学金の返還のみであるため、強制力を持って止めることはできない。

[垣内委員長]

この奨学金は貸与であり、貸与された年限について義務履行を行えば給付に変わるという趣旨の制度となるのか。

[法人]

貸与されていた年限の1.5倍の9年間である。

- ・事務局より「参考資料4 注目される取組、課題 選定の考え方について（第2期中期目標期間評価）」及び「参考資料5 平成30年度及び第2期中期目標期間 公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果（案）」の説明

【参考資料に関する質疑応答】

参考資料5 平成30年度及び第2期中期目標期間 公立大学法人奈良県立医科大学の業務の実績に関する評価結果（案）について

[法人]

「Ⅱ 教育」については、第2期中期計画中の取組項目が少ないため、結果、参考資料5の評価結果（案）の第2期中期目標期間の全体評価（参考資料5の34ページ）及び項目別評価（参考資料5の46ページ）に教育分野に関する注目される取組の記載がない状態であるが、第2期中期目標期間の6年間、教育分野においても様々な取組を行っており、その点についても反映した評価結果をお願いしたい。

[垣内委員長]

奈良学や在宅医療講座の開講など、貴法人における新たな取組があることは承知している。記載内容については、県と相談して検討させていただく。

(3) 役員報酬等の支給基準の変更について

法人より「資料2 公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規定等の支給基準の変更について」の説明

【質疑応答】

[垣内委員長]

新たに設けた3月賞与分について、医学系の大学ではよくある制度なのか。役員のみでの改正か。

[法人]

一般職員も含めた全職員を対象とした改正である。

[垣内委員長]

資料に記載の総務経営会議には外部の方も入っているのか。法人内部の会議か。

[法人]

法人内部のものである。

[竹田委員]

業績によって支給率を決定するという点について、繰越欠損金のボリュームも考慮に入れるのか、あるいは前年度と比較して業績がどうだったのかを考慮するのか。業績とは、何が主体となり、どう評価するのかは非常に難しいと感じる。また、県も同様の制度があるのか。

[法人]

県とは別の法人独自の制度である。また、本改正の趣旨として、全職員に対し業績に応じて報酬や給与が変動し得るという意識づけを行うことが目的である。そのため、判断指標を詳細に設定してその善し悪しで杓子定規に判断するという事は考えていない。努力不足が原因で実績が伸びなかった場合に、減額や不支給の可能性もあることを示している。

[垣内委員長]

病院の収益等を考慮し、人事院勧告に従わないという選択肢はないのか。

[法人]

制度上、人事院勧告に従う必要はない。ただ、人事院勧告に従わないとした場合、どのような基準で給与が上下するのかを職員に示さなければ、理解が得られない。世間一般的にそこまでのものができあがっていないと考えている。

[垣内委員長]

その他、意見はあるか。また、反対意見などはあるか。

(特に意見なし)

[垣内委員長]

特に意見はないようなので、役員報酬等の支給基準の変更については、意見の申し出はないということとする。